

令和8年度

令和の日本型学校体育構築支援事業
(共に学ぶ体育授業の指導方法の改善充実)

仕様書

令和8年4月

スポーツ庁

仕様書

1. 事業名

令和8年度令和の日本型学校体育構築支援事業（共に学ぶ体育授業の指導方法の改善充実）

2. 事業の趣旨

体育の授業を実施するに当たっては、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるようにすることが重要であり、児童生徒が自己の状況に合った実現可能な課題設定や挑戦を大切にしようとするとともに、様々な違いを超えて運動やスポーツを楽しむことができる配慮をすること等が求められる。一方で、児童生徒の多様性を包摂しつつ、一人一人の意欲を高め、可能性を開花させる教育を実現するためには、様々な配慮や工夫を行う必要があり、教員が授業の計画を行う際に必要となる知識や準備等は多岐に渡るものとなる。

そこで、教員が単元計画や本時の展開等の一連の授業計画を立てる際の教員の負担を軽減しつつ、必要な配慮等を効果的に授業計画に組み込み実践することができる授業設計の手法について研究を行う。

3. 業務期間

契約締結の日から令和9年3月20日までとする。

4. 事業報告

受託者はスポーツ庁の求めに応じ、事業の進捗状況をスポーツ庁へ報告すること。

5. 事業規模

事業規模は、15,012千円（税込）を上限とする。

6. 事業の内容

本事業に取り組むに当たっては、以下のことを実施すること。

- (1) 通常の学級の体育授業において、体力、技能の程度、性別及び障害の有無等、多様な児童生徒が同一のクラスで共に学ぶ授業を実施するに当たり、授業に参加する児童生徒一人一人が自身の技能等に応じた十分な学びを得ることができるよう、以下の点を踏まえて、授業設計や準備等を効率的、効果的に行う手法について研究を行う。

※令和7年度事業を参考に、スポーツ庁と協議の上で研究を進めること。

(ア) 学校体育の知見を有する研究者等の協力・監修を得て事業を実施すること。

(イ) 学校現場で実際に行うことができる授業設計の方法、児童生徒の状況や特性に応じた配慮事項、指導上の工夫等（目標や課題の設定、評価方法、ルールや活動内容、役割分担やグループ編成の方法、使用する用具、指導方法、事前準備など）について、体育科教育に関する研究に基づいた知見を収集すること。その際、事故防止のための留意事項や対策の方法の観点は必ず含めること。

(ウ) 教員の経験の多寡に関わらず、幅広い知見や留意事項等を効果的に授業に反映することができるように、(イ)で収集した情報をもとに、児童生徒の状況や指導内容に応じた関連情報を効果的に授業計画に参照・反映することができる仕組みの構築に取り組むこと。

(エ) 研究協力校を最大30校指定して、本事業で研究した授業設計手法の内容や効果、利

便性等について、教育現場の意見を聞きながら研究を行うこと。研究協力校の指定については、都道府県を可能な限りバランスよく指定すること。

- (2) 受託者は、あらかじめ研究対象とする運動領域や単元、研究テーマ等を設定したうえで事業を実施すること。特に、障害の有無への対応については必ず取り上げることとし、研究者等の知見及び次の視点をふまえて研究を行うこと。なお、本事業は授業設計等を行う手法について研究するものであり、新たな技術等を用いた授業実践の方法を開発することを目的としたものでないことに留意すること。

(研究の視点)

- ・ 障害の有無等にかかわらず全ての児童生徒が共に学ぶ体育授業の在り方
- ・ 共に学ぶ体育授業を計画する際のポイント
- ・ 共に学ぶ体育授業を実践する際のポイント
- ・ 多様な児童生徒が共に取り組むことができるルールや場の設定
- ・ 効果的な指導につながるグループ編成の工夫 等

- (3) 全国の学校関係者が取組内容を参照し事業成果を活用できるように、本事業で取り組んだ研究の成果を報告書にまとめ、事業の成果として以下のものを提出すること。研究成果のとりまとめにあたっては、学習指導要領等の趣旨を踏まえた適切な内容となるよう留意すること。

※令和7年度事業を参考に、スポーツ庁と協議のうえ作成すること。

- 研究の概要
- 研究の取組と成果をまとめた報告書
- 作成した授業設計手法の解説資料

(ツール等を作成した場合はその電子データ等を含む)

7. 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「スポーツ庁政策課企画調整室技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「総合評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 業務の実施方針

1-1 業務内容の妥当性、独創性

* 1-1-1 仕様書記載の業務内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕

* 1-1-2 偏った業務内容となっていないこと。

1-2 業務実施方法の妥当性、独創性

* 1-2-1 事業の実施方法が妥当であること。〔方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕

* 1-2-2 事業実施手法が明確であること。

1-3 作業計画の妥当性、実現性

* 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似事業の経験

2-1-1 過去に類似の事業を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

2-2 組織の事業実施能力

* 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。

2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。

* 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 業務に当たってのバックアップ体制

2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば加点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似事業の経験

3-1-1 過去に類似の業務をした実績があればその内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の事業内容に関する専門的・適格性

* 3-2-1 事業内容に関する知識・知見を有していること。

3-2-2 事業内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）。

○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。又は、次世代法にもとづく一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）。

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。

○ スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」によるスポーツエールカン

パニーの認定を受けていること。

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していること。(いずれかを応募者が選択するものとする※1)

5-1-1 入札者である中小企業※2等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 入札者である中小企業等が契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業とは、法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

8. 検査

発注者による業務完了(廃止)報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

9. 守秘義務

受託者は、本調査事業の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏えいしてはならない。

受託者は、本調査事業に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

10. 届出義務

受託者は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかにスポーツ庁へ届け出ること。

11. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

12. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等(事業年度及び暦年をいう。)が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を比較する。

・5-1-2の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」を比較する。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

13. 利益控除

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

14. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁と適宜協議を行い決定するものとする。

15. その他

(1) 人件費単価等は、スポーツ庁委託事業事務処理要領と経費計上の留意事項等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

(スポーツ庁委託事業事務処理要領：

https://www.mext.go.jp/sports/content/20260205-spt_sseisaku02-000047190_0000550.pdf)

(2) 一般管理費は、①直近の決算から算出、②受託者の内規、③人件費及び事業費（再委託費を除く）の10%以内の3つを比較して最も低い率とする。

(3) 委託者と受託者との間では、消費税及び地方消費税相当額を計算する際の税率は10%とする。

(4) 本事業で知り得た情報について、他の業務等で利用及び提供をしないこと。

(5) 本仕様書に定めのない事項については、スポーツ庁と十分な協議の上、行うものとする。